

制限付一般競争入札の応募案内

(工事 電子方式)

明石市財務室契約担当

この応募案内は、明石市財務室契約担当及び明石市水道局（以下「財務室契約担当」という。）の発注する工事の制限付一般競争入札（電子方式）の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載したものです。参加の前に必ずお読みください。

なお、他の契約種別（コンサルタント業務、業務委託、物品）又は入札方式（郵便方式）で行う入札に関する応募案内は別に公表していますので、そちらを参照してください。

また、本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

1 電子入札システムの操作方法について

明石市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の操作方法については別に公表している「電子入札システム初期設定マニュアル」、「入札情報サービスマニュアル」及び「電子入札システムマニュアル」を参照してください。

2 入札情報の公表方法

制限付一般競争入札（電子方式）の入札参加要件、参加方法、契約条件等（以下「入札情報」という。）を次に掲げる方法で公表します。

- (1) 電子入札システムの入札情報サービスによる公表
- (2) 財務室契約担当の窓口における閲覧

なお、入札情報サービスの入札公告詳細画面では表示内容が限られていますので、「添付文書」欄から公告文をダウンロードして入札情報を確認してください。

3 設計図書等の入手

入札参加者は、入札情報サービスの入札公告詳細画面の「添付文書」欄から設計図書をダウンロードしてください。

4 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、公告文で指定した期間内に電子入札システムにより質問書を送付してください。

質問に対する回答は、公告文で指定した日時に入札情報サービスの入札公告詳細画面の「添付文書」欄に掲載します。

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札参加者は、公告文で指定した期間内に電子入札システムにより入札参加申請書を添付して提出してください。
- なお、入札参加申請書については、入札情報サービスの入札公告詳細画面の「添付文書」欄からダウンロードしてください。
- (2) 提出にあたっては、公告文で定める入札参加要件のうち、以下の項目（※）を満たしている必要があります（満たしていない場合は、提出できません。）。
- なお、入札参加申請書の提出がない場合は、入札書を送付できませんのでご注意ください。
- ※ 所在地区分、経営事項審査の有効期限、工種及び許可区分（一般・特定）、品質評価合計点・総合評定値、明石市入札参加資格者名簿（建設工事）への登録期間（通算3年以上）、指名停止を受けていないこと

6 入札書の送付

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額及びくじ番号を入力し、案件ごとに指定された添付書類を添付して入札書を送付してください。
- (2) 市内業者以外の場合は、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証する書類（資格については資格証、免許証等の写し、雇用については保険証等の写し（保険証の写しを添付する場合は、保険者番号、記号及び番号をマスキングしたもの））をPDF形式で添付してください。
- (3) 入札参加要件で施工実績を求めている場合は、施工実績調書に記載した施工実績が確認できる契約書の写し、特記仕様書及びコリングスにおける工事カルテ（発注機関が発行する施工実績調書でも可）等をPDF形式で添付してください。
- (4) 入札参加要件で配置予定技術者に工事経験を求めている場合は、配置予定技術者調書に記載した工事経験が確認できる書類をPDF形式で添付してください。
- (5) 提出した入札書は、引換え、書換え、撤回等をすることはできません。
- (6) 入札参加者は、設計図書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を入札情報サービスの入札公告詳細画面で確認した後、入札書を送付してください。
- (7) 入札書を送付した後に表示される「入札書受信確認通知書」は、入札書を送付したことの証明になりますので、印刷して保管しておいてください。
- (8) 締切時刻の管理も電子入札システムのサーバーが行うこととなるため、締切時刻を1秒でも過ぎると受け付けられなくなります。時間には十分余裕をもって作業を行なうようにしてください。

7 添付書類の作成方法

入札情報サービスの入札公告詳細画面の「添付文書」欄から添付書類をダウンロードして入手してください。

なお、添付書類の作成にあたっては、次の事項に注意して作成してください。

(1) 添付書類は1つのエクセルファイルとして提供していますが、複数のシートに渡っていますので、必ず「工種ごと資格リスト」以外の全てのシートに入力し、入札書送付作業の前に入力漏れがないか十分に確認してください。

(2) 国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書は、全ての工事案件で提出が必要です。以下のとおり作成してください。

① 「入札者」欄には、入札参加者の商号又は名称及び当該事業所の代表者職氏名を入力してください。支店等で登録されている場合には、必ずその支店長等の職氏名を入力し、本社の代表取締役等の氏名は入力しないでください。

入力例

 本店で登録されている場合

 ○○株式会社 代表取締役 ○○太郎

 支店で登録されている場合

 ××株式会社 明石支店 支店長 ××二郎

② 誓約内容を十分に確認し、誓約が可能な場合のみ入札に参加してください。なお、内容の不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできませんので、ご注意ください。

(3) 工事費内訳書は、全ての工事案件で提出が必要です。以下のとおり作成してください。

① 「入札者」欄には、国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書の入札者欄の入力内容が自動的に反映されますのでご確認ください。

② 「金額」欄には、それぞれ左の「費目・工種」及び「種別・細目」欄に記載の項目に関する内訳金額を入力してください。「工事価格」に対応する欄には合計金額を入力し、必ず入札金額と合致させてください。入札金額と合致していない場合、あるいは値引きの計上により入札金額と合致させている場合は無効となります。内訳書に不備があった場合も無効となることがありますのでご注意ください。

③ 「左記工種における自社施工比率」欄には、当該項目に関する自社施工と下請施工の比率（予定）を入力してください。可能な範囲での記載で構いません。

④ 「下請予定業者名」欄には、当該項目に関する下請予定業者名を可能な範囲で入力してください。

(4) 配置予定技術者調書は、全ての工事案件で提出が必要です。以下のとおり作成してください。

① 「入札者」欄には、国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書の入札者欄

の入力内容が自動的に反映されますのでご確認ください。

- ② 「氏名」欄には、当該工事に配置予定の技術者氏名を1名のみ入力してください。公告文において専任の主任又は監理技術者の配置を求めている案件については、必ず入札の時点で手持ち工事のない技術者を配置予定としてください。
 - ③ 「工種」欄には、当該技術者の工種をドロップダウンリストから選択して入力してください。必ず、公告文で指定している登録工種と同一の工種を選択してください。(公告文で2つの工種を指定しており、技術者の工種を指定していない場合は、2つのうちいずれかの工種としてください。)
 - ④ 「主任／監理区分」欄には、当該技術者を主任技術者として配置するのか、監理技術者として配置するのかをドロップダウンリストから選択して入力してください。公告文で監理技術者の配置を求めている場合及び下請負契約の合計金額が4,500万円以上(建築一式工事においては7,000万円以上)になると見込まれる場合は、必ず監理技術者を配置予定としてください。
 - ⑤ 「保有する国家資格等」欄には、当該技術者が「工種」欄に入力した工種の主任又は監理技術者資格を有する基になっている資格等を入力してください。「工種」欄及び「主任／監理区分」欄の入力内容に基づいてドロップダウンリストに対象の資格等が表示されますので、その中から選択してください。
 - ⑥ 「監理技術者資格者証番号」欄には、「主任／監理区分」欄で監理技術者と入力した場合に、監理技術者資格者証番号を入力してください。「主任／監理区分」欄で主任技術者と入力した場合には、入力の必要はありません。
 - ⑦ 「工事経験 工事名」欄には、配置予定技術者の工事の従事経験を入札参加要件としている場合に、技術者が従事した工事で入札参加要件に該当するものを入力してください。それ以外の場合は入力の必要はありません。
 - ⑧ 「工事経験 従事役職名」欄には、「工事経験 工事名」欄に掲げた工事における当該技術者の従事役職名をドロップダウンリストから選択して入力してください。「その他」を選択した場合には、右のセルに表示される()内に具体的な役職名を入力してください。
- (5) 施工実績調書は、入札参加要件として施工実績要件を設けた場合のみ提出していただきます。施工実績要件を設けた案件の添付エクセルファイルには、必ず施工実績調書シートがありますので、以下のとおり作成してください。
- ① 「入札者」欄には、国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書の入札者欄の入力内容が自動的に反映されますのでご確認ください。
 - ② 「工事名」欄には、施工実績として掲げる工事の工事名を入力してください。
 - ③ 「発注機関名」欄には、当該施工実績として掲げる工事の発注機関を入力してください。
 - ④ 「施工場所」欄には、当該施工実績として掲げる工事の施工場所を入力してください。

ださい。

- ⑤ 「契約金額」欄には、当該施工実績として掲げる工事の契約金額を入力してください。
 - ⑥ 「工期」欄には、当該施工実績として掲げる工事の契約工期を入力してください。
 - ⑦ 「受注形態」欄には、当該施工実績として掲げる工事をドロップダウンリストの「単体」又は「共同企業体」から選択して入力してください。ただし、共同企業体を選択できるのは、入札参加要件において共同企業体による施工実績を認められる旨の記載をした場合に限ります。また、共同企業体を選択した場合には、右のセルに表示される（）内に自社の出資比率を入力してください。
 - ⑧ 「工事概要」欄には、当該施工実績として掲げる工事の工事概要を入力してください。
 - ⑨ 「技術的特記事項」欄には、当該施工実績として掲げる工事について、通常の施工と異なる技術的特記事項がある場合に、その内容を入力してください。
- (6) 市内業者への下請負契約計画書は、入札参加要件として市内業者への下請負契約率要件を設けた場合のみ提出していただきます。市内業者への下請負契約率要件を設けた案件の添付エクセルファイルには、必ず市内業者への下請負契約計画書シートがありますので、以下のとおり作成してください。
- ① 「入札者」欄には、国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書の入札者欄の入力内容が自動的に反映されますのでご確認ください。
 - ② 「市内業者への下請内容」欄には、市内業者との下請負契約を予定している内容を入力してください。
 - ③ 「見積り業者名」欄には、下請予定項目における見積書を徴収した市内業者名を記載してください。
 - ④ 「予定金額」欄には、対応する下請予定項目の契約予定金額（消費税抜き）を入力してください。
 - ⑤ 「合計」欄には、入札金額に対して入札参加要件で指定の率以上になるよう契約予定金額の合計を入力してください。
- (7) 「工種ごと資格リスト」シートは、配置予定技術者調書の資格等の入力のために置いているシートですので内容を変更できないようにシートの保護をかけています。入力していただく部分はありません。
- (8) 各添付書類に記載されている注意事項等を十分理解し、正しく添付書類を作成してください。

8 入札書を送付する前の最終確認

入札書の送付作業を行う前に、次の項目を十分点検してください。

- (1) 添付書類（添付エクセルシート）
 - ① 「工種ごと資格リスト」シートを除く全てのシートの入力が完了していること
 - ② 公告文からダウンロードしたファイル名から変更していないこと
- (2) 次の書類を PDF 形式で添付していること
 - ① 市内業者以外の場合は、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証する書類（資格については資格証、免許証等の写し、雇用については保険証等の写し（保険証の写しを添付する場合は、保険者番号、記号及び番号をマスキングしたもの））
 - ② 入札参加要件で施工実績を求めている場合は、施工実績調書に記載した施工実績が確認できる契約書の写し、特記仕様書及びコリングにおける工事カルテ（発注機関が発行する施工実績調書でも可）等
 - ③ 入札参加要件で配置予定技術者に工事経験を求めている場合は、配置予定技術者調書に記載した工事経験が確認できる書類
- (3) 設計図書等に関する質問に対する回答
入札情報サービスの入札公告画面の「添付文書」欄において確認していること

9 再度入札

- (1) 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札参加者（固定型最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で固定型最低制限価格以上の入札参加者）がない場合は、再度入札を実施することがあります。
- (2) 再度入札を実施するときは、電子入札システムにより再入札通知書を有効な入札参加者（固定型最低制限価格を設けた場合にあっては、固定型最低制限価格未満の入札参加者を除きます。）に送付します。
- (3) 再度入札における入札書の送付期限は、原則として開札日の午後 5 時までとなりますのでご注意ください。なお、再度入札の回数は、原則として 1 回とします。
- (4) 1 回目の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札は無効となりますので、1 回目の入札の最低金額を下回る価格で入札してください。

10 入札の無効

- (1) 必要な添付書類の提出がない入札
- (2) 添付書類の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (3) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格のない者のした入札
- (5) 添付書類以外の確認書類の提出を求めた場合に連絡のあった日の翌日の午後 3 時までに特段の理由なく確認書類の提出がなかった入札
- (6) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (7) 予定価格を超える価格でした入札

(8) 入札に関する条件に違反した入札

11 低入札価格調査制度、固定型最低制限価格制度

工事の制限付一般競争入札については、原則として全ての案件に低入札調査基準価格又は固定型最低制限価格を設けます。

固定型最低制限価格を下回る価格で入札に参加した場合は、入札は失格となります。

低入札調査基準価格を下回る価格で入札に参加した場合は、工事費内訳書（工種明細表、代価表、工事費内訳書等を含む）全項目の明細（以下「詳細な工事費内訳書」という。）を、提出する必要があります。入札参加資格審査で全ての参加要件を満たしていることが確認された最低金額での入札者（以下「落札候補者」という。）の入札金額が低入札調査基準価格を下回っているときは、落札決定を保留し、当該落札候補者により当該価格で、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定します。したがって、対象業者には、契約担当者から詳細な工事費内訳書の提出を依頼する電話、メールによる連絡を行います。落札候補者は連絡のあった日の翌日の午後3時までに詳細な工事費内訳書を財務室契約担当（明石市役所本庁舎5階）へ持参してください。

なお、連絡のあった日の翌日午後3時までに、特段の理由なく詳細な工事費内訳書の提出がなかった場合には、入札の無効及び指名停止（3か月）となりますのでご注意ください。

その後、低入札価格調査にあたり、財務室契約担当から当該調査対象者に、その他関係書類の提出及び質問書による調査等、低入札価格調査への協力を要請することとなりますので、担当職員の指示に従ってください。また特段の理由なく調査に協力しないなど、低入札調査に関して不誠実な行為があったときは、指名停止基準に基づき措置します。

12 国税の完納及び指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続き

工事の制限付一般競争入札においては、「開札日の前日において、国税を完納していること。」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しない旨の誓約をすること。」が必要です。

入札時には入札参加資格を確認するために、添付書類のエクセルファイルのうち、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」シートに必要事項を入力して送付していただく必要があります。

開札後の入札参加資格審査では、送付していただいた「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」について、不備が認められなければ、当該入札参加要件を満たしているものとして取り扱います。

その後、決定した落札者には連絡を行いますので、当該落札者は契約締結期限まで（落札決定の連絡を受けた日から起算して7日以内（当該期間の計算に当たっては、明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日は算入しません。）に、以下の「国税の納税証明書」と自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」を提出してください。

○国税の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限ります。）

- ・個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
- ・法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

○自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」

様式は明石市ホームページの「入札コーナー」から入手してください。

「明石市ホームページ」→「入札コーナー」

→「提出書類等様式」→「建設工事（市長部局用）」または「建設工事（公営企業管理者用）」
→「契約関連様式」

なお、契約締結期限までに前記の書類を提出できない場合は、落札決定の取消及び指名停止基準に基づく指名停止措置を行いますので、ご注意ください。

13 入札結果

当該案件の開札終了後、電子入札システムの入札情報サービスにて開札結果（資格審査前の速報分）の確認が可能です。

資格審査等の結果、決定した最終的な入札結果は、決定後ただちに電子入札システムでの確認が可能となります。また同じ内容を財務室契約担当の窓口にて閲覧に供します。（資格審査又は低入札価格調査等に特に時間を要する場合を除く通常の場合は、開札日の翌日には電子入札システムの入札情報サービスにて最終的な入札結果の確認が可能です。）

14 技術者の配置

工事の入札参加要件のひとつに配置する技術者に関するものがあり、公告文において「配置技術者の専任を求めている案件」と「配置技術者の専任を求めていない案件」があります。

なお、営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、工事現場に配置す

る監理技術者・主任技術者と兼務することはできません。

(ア) 「配置技術者の**専任を求めている案件**」に入札参加する場合・・・

技術者 1 人につき **1件のみ** 工事の配置技術者とすることができます。よって、①手持ち工事のない技術者を配置技術者としていただきます。また、②当該工事が竣工するまで他の工事の配置技術者となることはできません。

※① 既に手持ち工事のある技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は無効な入札となります。

※② 他の工事に上記の技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は無効な入札となります。

(イ) 「配置技術者の**専任を求めていない案件**」に入札参加する場合・・・

技術者 1 人につき「専任を求めていない案件」を**計2件まで** 兼任することができます。したがって、すでに 2 件の工事に配置されている技術者を、配置予定技術者として入札参加した場合は、無効となりますので、ご注意ください。

15 現場代理人の他工事との兼務

契約締結期限に提出する「配置技術者届書」において、現場代理人を記入する欄があります。現場代理人については設計金額（予定価格）が 4,000 万円未満の工事（建築一式工事の場合は 8,000 万円未満）について現場代理人 1 人につき原則 2 件までの工事を兼務することができます。

ただし、「設計金額（予定価格）が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の工事」または「特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の明示がある工事」については、当該工事以外の工事において現場代理人となることはできません。

16 技術者の変更

契約後に配置技術者を変更することは死亡、傷病又は退職等、真にやむをえない場合を除き、認めておりません。

ただし、契約締結日の前日までに発注者に申し出て、発注者が認めた場合に限り、応札時届出の技術者（当該案件に係る入札の参加要件において配置予定技術者に求めている資格、実績等の条件を満たす者に限る。）について、変更できます。

【※落札した工事に係る入札が総合評価落札方式による場合は配置予定技術者を変更することは原則認めていません。】

お問い合わせ先 明石市総務局財務室契約担当
明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
TEL 078-918-5012 FAX 078-918-5153
令和 5 年 4 月 1 日改正